

令和6年度 集団指導講習会 質問票

|   | 質問内容                                                                                                                                                                                           | 回答                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|---|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | パワーポイントの資料はどこで印刷しますか？障害の説明の方の声が小さくて早口で聞こえませんでした。                                                                                                                                               | 市HP ホーム＞健康・福祉・子育て＞福祉＞高齢者福祉・介護保険＞介護保険事業者等へのお知らせ＞居宅介護支援・介護予防支援「令和6年度居宅介護支援事業者集団指導講習について」にて講習会資料を印刷していただけます。                                                                                                                                                                                                           |
| 2 | 「内容及び手続の説明及び同意について(2)」に関して確認させて下さい。このスライドは、「前6月の同一事業者によるサービス提供割合等について利用者又はその家族に対して説明を行うこと」に関する記述と解釈しました。これについては令和6年4月改正で努力義務に緩和され、運営基準減算の対象ではなくなったと理解しておりましたが如何でしょうか。記述の意図とは異なる解釈でしたらお詫びいたします。 | お見込みのとおりです。令和6年4月改正で努力義務に緩和されていますので減算対象ではありません。資料に誤りがありましたので、修正版を掲載しました。                                                                                                                                                                                                                                            |
|   | 居宅サービス事業者の複数選択について、減算対象か                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|   | 前6か月間の計画に位置付けた事業所の割合については書面での交付は努力義務と認識していたが、減算と説明されていたので具体的取り扱いを確認したい。                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 3 | ケアプランへの避難場所の明記について、避難することが前提であるような書き方であるが、例えば自宅の2Fに避難するという考えはふさわしくないのでしょうか？また、鎌倉市の防災情報ハンドブックにおける避難所に関して、地震と風水害で分けていないため、どのように表記をすればよいのか。                                                       | ケアプランへの避難場所の記載については、ケアマネジャーと要支援者・要介護者およびその家族が、災害時の避難行動について話し合う機会を設けることを目的としています。この話し合いにより、災害発生時に自身が避難するべきかどうか、また避難先をどこにするかを考えるきっかけを提供します。災害の種類によっては避難が不要な場合もあります。その場合、避難場所には「自宅」と記載してください。<br>また、鎌倉市の防災情報ハンドブックに掲載されている避難所に関しては、津波ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ、洪水ハザードマップを基に、災害発生時の自宅の状況を利用者と確認し、避難ルートなどを含めて適切な避難場所を決定してください。 |
| 4 | 自己作成プランに関して、ダブルプランを推奨するとのことだが、以前はこのような話はなく、どちらを選択しても良いとの考え方で捉えていたので、変更に関しての経緯や理由をお伺いしたい。                                                                                                       | 介護認定の見込み違いによる暫定ケアプランの自己作成扱いは、償還払いの負担を軽減する目的で開始しました。以前よりダブルプランが可能な場合は原則としてダブルプランで対応していただいているため、自己作成扱いの開始に伴っての変更ではありません。                                                                                                                                                                                              |
| 5 | おむつ助成申請について、障害グループホーム入居者は対象になるのか／TAISコードについて、ケアプランデータ連携システム導入ができていない場合は当面の間空白でもよいとvol1362になっていたと思いますが、鎌倉市は必ず掲載するとの意味でしょうか。                                                                     | 紙おむつ支給の対象になります。／介護保険最新情報vol1362の取扱いとして差し支えありません。                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 6 | 福祉用具 TAISコードについて、ケアプランデータ連携を行わない際の経過措置についての説明。                                                                                                                                                 | 介護保険最新情報vol1362をご確認ください。                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 7 | 身体拘束について、徘徊してしまう高齢者に対し外に出れないように外から鍵を施錠してしまう行為について、自由を奪うことに繋がるが身体拘束に該当しますか？                                                                                                                     | お見込みのとおり身体拘束に該当します。介護における身体拘束は原則禁止ですが、3つの要件(「切迫性」「非代替性」「一時性」)を満たす場合に限り例外的に認められます。ただし、これらの要件だけでなく利用者の状況やリスク、代替策の検討などを考慮した適切なアセスメントが必要になります。                                                                                                                                                                          |
| 8 | なぜこんなに遅い時期になったのか知りたい                                                                                                                                                                           | 制度改正後の手引きの改正に時間を要したためです。                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 9 | 令和6年度の集団指導講習会がなぜ令和7年度になってからなのですか？                                                                                                                                                              | 実施日が3月のため令和6年度での開催と認識していますが今後開催時期を検討していきます。                                                                                                                                                                                                                                                                         |